

他の施設		施設の他の	
30万人以上 70万人未満	[略]	250km以上 500km未満	10万人以上 30万人未満
10万人未満	[略]	250km未満	10万人未満
30万人以上 70万人未満	[略]	10万人以上 30万人未満	30万人以上 70万人未満
10万人未満	[略]	10万人未満	[略]
250km未満	10万人以上 30万人未満	10万人以上 30万人未満	[略]
10万人未満	[略]	10万人未満	[略]
その他の消防に関する情報通話を行うための施設	ヘリコプターテレビ電送システム	機上設備	[略]
	地上設備		[略]

卷之三

[1~29]

第二条 第一条の表に掲げる施設のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる規格によるものとする。

〔一三〕 詳
十四 搬送用アイソレーター装置 災害対応特殊救急自動車又は救助消防ヘリコプターに積載できる装置であつて、アイソレーター及びクリーンユニットで構成されるものであること。
十五～二十三 〔略〕

五

○農林水産省告示第十七十一号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百四十六号）及び飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第四十号）の施行に伴い、平成二十六年五月十三日農林水産省告示第六百四十九号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)のア、イ及びウの農林水産大臣が指定するものを指定する件）の一部を次のように改正する。

農林水産大臣 江藤

令和二年六月一日 招農林水産大臣 江藤

施設の設置		備考	
250km以上 500km未満	30万人以上 70万人未満	[同左]	[1~29 同左] (要送) [無認]
10万人以上 30万人未満	10万人未満	[同左]	[1~11 同左] [回4]
10万人未満	30万人以上 70万人未満	[同左]	[1~11 同左] [回4]
250km未満	30万人以上 70万人未満	[同左]	[1~11 同左] [回4]
10万人以上 30万人未満	10万人未満	[同左]	[1~11 同左] [回4]
機上設備	地上設備	[同左]	[同左]

改 正 後	改 正 前
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)の表の馬、豚、鶏又はつづらの項及び養殖水産動物の項の第2欄の農林大臣が指定するものは、次のとおりとする。	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)の表豚、鶏又はつづらの項及び養殖水産動物の項の第2欄の農林大臣が指定するものは、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)
二 食品の製造工程において発生した残さ (牛、めん羊、山羊又は鹿)に由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離	二 食品の製造工程において発生した残さ (牛、めん羊、山羊又はしかに由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離

された製造工程において発生したものであ
る」とについて農林水産大臣の確認を受け
たものに限る)に含まれる動物由来たん白
質

附 則

この告示は、令和1年11月1日から施行する。
○經濟產業省告示第百一十四号
輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通
商產業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の原產
地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)の一部を次のよう改正す。
令和二年六月一日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げ
る規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次の とおり、令第四条第一項第三号の規定 による輸入の承認を受けるべき場合は、6 から8までの貨物を輸入するときとし、同 号の規定による輸入の承認を要しないもの とする同条第二項の規定により行うべき手 続は、6の貨物を輸入する場合においての 6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに 定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場 合においての經濟產業大臣の確認又は8の 貨物を輸入する場合においての8の(1)から (10)までの区分に応じそれぞれに定める書類 の税関への提出とする。	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次の とおり、令第四条第一項第三号の規定 による輸入の承認を受けるべき場合は、6 から8までの貨物を輸入するときとし、同 号の規定による輸入の承認を要しないもの とする同条第二項の規定により行うべき手 続は、6の貨物を輸入する場合においての 6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに 定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場 合においての經濟產業大臣の確認又は8の 貨物を輸入する場合においての8の(1)から (10)までの区分に応じそれぞれに定める書類 の税関への提出とする。
1～8 [留]	1～8 [留]
9 (1)・(2) [略]	9 (1)・(2) [略]
(3) 二の表の第2のワシントン条約附属 書I、附属書II又は附属書IIIに掲げる 種に属する動物又は植物並びにこれら の個体の一部及び派生物の二号承認を 要しない国又は地域は、次のイ及びロ に掲げる国又は地域とする。	二の表の第2のワシントン条約附属 書I、附属書II又は附属書IIIに掲げる 種に属する動物又は植物並びにこれら の個体の一部及び派生物の二号承認を 要しない国又は地域は、次のイ及びロ に掲げる国又は地域とする。
イ [留]	イ [留]
ロ クック、コウエー、南スター、台 湾、東ティモール、ターカス及びカ ローヌス諸島	ロ アンダラ、クック、北朝鮮、ハ ンガリ、ハイチ、ニウエー、南ス ター、台湾、東ティモール

離された製造工程において発生したものであ
ることについて農林水産大臣の確認を受け
たものに限る)に含まれる動物由来たん白
質

(4) (5) [略]
(6) 二の表の第2の水銀に関する水俣條
約第三条1(a)に規定する水銀の二号承
認を要しない国又は地域は、次のとお
りとする。

アフガニスタン、アンティグア・
バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア
、オーストリア、バハマ、ベルギー、
ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラン
ル、ブルガリア、ブルキナファソ、カ
ナダ、チャド、チリ、中華人民共和国
(香港及びマカオを含む)、コロンビ
ア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリ
カ、コートジボワール、クロアチア、
キューバ、キプロス、エコートンヌマ
ク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクア
ドル、エルサルバドル、赤道ギニア、
エストニア、エスワティニ、フィンラ
ンド、フランス、ガボン、ガンビア、
ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサ
ウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガ
リー、イスラム、イング、インド
ネシア、iran、アイルランド、ジャ
マイカ、ヨルダン、キリバス、クウェー
ト、ラオス、ラトビア、レバノン、レ
ソト、リヒテンシュタイン、リトアニア
、ルクセンブルク、マダガスカル、
マリ、マルタ、マーシャル、モーリタ
ニア、モーリシャス、スキシ、モナ
コ、モンゴル、モンゴル、ナミビ
ア、オランダ、ニカラグア、ニジエー
ル、ナイジェリア、北マケドニア、ノ
ルウェー、パラオ、パナマ、バラグア
、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セ
ントクリストファー、ネービズ、セン
トルアジア、サモア、サントメ・プリン
シペ、サウジアラビア、セネガル、セ
シェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキ
アラビア、セネガル、セーシェル、シ
エラレオネ、シンガポール、スロバキ

(4) (5) [略]
(6) 二の表の第2の水銀に関する水俣條
約第三条1(a)に規定する水銀の二号承
認を要しない国又は地域は、次のとお
りとする。

アフガニスタン、アンティグア・
バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア
、オーストリア、バハマ、ベルギー、
ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラン
ル、ブルガリア、ブルキナファソ、カ
ナダ、チャド、チリ、中華人民共和国
(香港及びマカオを含む)、コロンビ
ア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリ
カ、コートジボワール、クロアチア、
キューバ、キプロス、エコートンヌマ
ク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクア
ドル、エルサルバドル、赤道ギニア、
エストニア、エスワティニ、フィンラ
ンド、フランス、ガボン、ガンビア、
ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサ
ウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガ
リー、イスラム、イング、インド
ネシア、iran、アイルランド、ジャ
マイカ、ヨルダン、キリバス、クウェー
ト、ラオス、ラトビア、レバノン、レ
ソト、リヒテンシュタイン、リトアニア
、ルクセンブルク、マダガスカル、
マリ、マルタ、マーシャル、モーリタ
ニア、モーリシャス、スキシ、モナ
コ、モンゴル、モンゴル、ナミビ
ア、オランダ、ニカラグア、ニジエー
ル、ナイジェリア、ノルウェー、パラ
オ、パナマ、バラグアイ、ペルー、ボ
ルトガル、大韓民国、モルドバ、ル
ーマニア、ルワンダ、セントクリスト
ファー、ネービズ、セントルシア、サ
モア、サントメ・プリンシペ、サウジ
アラビア、セネガル、セーシェル、シ
エラレオネ、シンガポール、スロバキ
アラビア、セネガル、セーシェル、シ
エラレオネ、シンガポール、スロバキ